

ジョイプラ・SPD システム利用規約

スパイラル株式会社（以下「当社」といいます。）は、医療施設における物品の物流管理（Supply Processing & Distribution＝SPD）システム「ジョイプラ・SPDシステム」（以下「本件サービス」といいます。）の利用について以下のとおり利用規約（以下「本規約」といいます。）を設けております。本件サービスの利用においては、本規約の内容を完全に理解し、これを遵守していただくことを前提としております。

第1条（定義）

本規約においては用語を次の通り定義します。

(1) 医療施設

下記のいずれかに該当するものをいいます。

- ア 医療法第1条の5第1項に定める病院
- イ 医療法第1条の5第2項に定める診療所
- ウ 介護保険法8条第25項に定める介護保険施設
- エ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第12項に定める薬局

(2) 医療法人等

医療施設を営む法人または個人

(3) 物品

医療法人等の事業のために用いられる医薬品、医療材料その他の物品

(4) SPD 事業者

医療法人等から委託を受けて物品の発注、棚卸、医療施設内の分配等の管理業務を行う事業者

(5) ユーザー

当社と利用契約を締結し本件サービスを利用する医療法人等またはSPD事業者

(6) 登録販売業者

本件サービス上に登録した物品の販売業者

(7) アカウント

本規約に基づき当社がユーザーに付与する本件サービスを利用するための権限

第2条（本件サービスの概要）

本件サービスは、当社が医療法人等またはSPD事業者に対し、物品管理業務の作業負担軽減やコストの可視化による事業運営の効率化を目的として提供する、物品の情報管理等をインターネット上で行うことができるWEBアプリケーションシステムを提供するサービスです。

第3条（契約の成立）

- 1 医療法人等またはSPD事業者のみ、本件サービスの利用を申込みことができます。
- 2 本件サービスの利用開始にあたり、当社が別途定める作業（以下、併せて「導入前作業」といいます。）および当該作業に係る料金が発生します。作業内容、利用開始までのスケジュールおよび料金の詳細は、当社が発行する見積書に定めます。
- 3 本件サービスの利用を希望する医療法人等またはSPD事業者（以下「申込者」といいます。）は、当社が前もって発行する見積書に基づき、当社所定の申込書により本件サービス利用の申込みを行うものとします。当該申込書を当社が受領したとき、当社と申込者との間で導入前作業の実施に係る契約と本件サービスの利用契約が成立します。
- 4 前項の定めにかかわらず、当社は、申込者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該申込者からの申込みを拒絶することができます。
 - (1) 申込者が虚偽の事実を申告した場合
 - (2) 申込者が当社に対する支払を怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) 申込者が過去に不正使用などにより当社が提供するサービスに係る契約の解除または当社が提供するサービスの利用を停止されていることが判明した場合
 - (4) 申込者が本規約に違反するおそれがあると当社が判断した

場合

- (5) 申込者の提供する製品やサービスが、本件サービスと技術上または営業上競合するものであると当社が判断した場合
- (6) 申込者が第26条に定める反社会的勢力に該当し、または該当するおそれがあると当社が判断した場合
- (7) その他、申込者による本件サービスの利用を当社が不適切であると判断した場合

第4条（アカウント）

- 1 ユーザーは、前条の申込みをするときに当該申込みに基づき発行されるアカウントを用いて管理する医療施設を当社に通知するものとします。
- 2 当社は、1医療施設につき1アカウントを発行するものとし、ユーザーは、当社が承諾する場合を除き、前項で通知した医療施設以外における物品の物流管理に本件サービスを利用してはならないものとします。

第5条（保守用ログインID）

- 1 当社は、本件サービスの保守・運用を円滑に行うため、ユーザーに付与するログインIDとは別に、当社専用の保守用ログインID（以下「保守用ID」といいます。）を発行することがあります。
- 2 当社は、保守用IDを、障害対応、設定変更その他本サービスの維持管理に必要な範囲に限り使用し、保守用IDを用いてユーザーが本件サービスを用いて作成、管理するデータについて、当社は閲覧、開示、内容の訂正、追加または削除その他一切の管理または取扱いを行う場合には、第17条ただし書に従い、ユーザーから別途委託を受けた場合に限るものとします。

第6条（導入前作業）

- 1 ユーザーは、導入前作業実施のため、本件サービス上で管理したい物品に関する情報を当社に開示するほか、当社の求めに応じて必要な協力を行うものとします。
- 2 ユーザーが正当な理由なく前項に定める協力を怠った場合その他ユーザーの責めに帰すべき事由により本件サービスの利用開始が見積書に定めるスケジュールより遅延しても、当社は一切の責任を負わず、ユーザーは当該遅延により追加発生した費用を負担するものとします。
- 3 ユーザーは、第3条に基づいて契約が成立した後であっても、第3条第2項の見積書に定める利用開始日の1ヶ月前までに当社所定の方法で当社に通知することにより、本件サービスの利用契約を解約し、本件サービスの利用を取り止めることができます。この場合において、本件サービスの月次の利用料金は発生しませんが、ユーザーは当社に対し、見積書に定める導入前作業に係る料金全額を当社の請求に従って支払うものとします。

第7条（課金開始）

- 1 当社は、導入前作業を完了した後速やかにユーザーに対し作業完了報告書（以下「報告書」といいます。）を提出します。
- 2 ユーザーは、報告書の受領後本件サービスが正常に利用できることを確認した場合には、当社に対し、報告書に記載された作業完了日から5営業日以内に作業完了確認書（以下「確認書」といいます。）を提出するものとします。
- 3 ユーザーは、当社の導入前作業に関して不適合があり検収が不合格であった場合には、直ちに当社に報告するものとします。
- 4 ユーザーが当社に確認書を提出した日が属する月を課金開始月とし、導入前作業の料金および本件サービスの月次の利用料金が発生します。なお、前項に定める場合その他正当な理由がある場合を除き、本条第2項に定める5営業日を経過しても確

認書の提出がない場合には、当該 5 営業日目に提出されたものとみなします。

第 8 条（利用期間）

- 1 本件サービスの利用期間は前条に定める課金開始月の 1 日から 1 年間といたします。
- 2 利用期間満了の 1 ヶ月前までに第 23 条に定める方法による解約の申入れがない限り、本件サービスの利用期間を同条件で更に 1 年間更新するものとし、以後も同様といたします。

第 9 条（利用料金）

- 1 ユーザーは、当社に対し、本件サービス提供の対価として、当社が別途定める月次の利用料金を支払うものとします。
- 2 ユーザーは、当社に対し、初月分の支払時において、前項の月次の利用料金に加えて、導入前作業の料金を支払うものとします。
- 3 ユーザーは、当社に対し、当月分の利用料金を翌々月 15 日（15 日が銀行休業日等の場合その直前の営業日）までに、当社の指定する銀行口座に振り込む方法によって支払うものとします。振込手数料等支払に要する費用はユーザーの負担とします。
- 4 ユーザーが本条に定める利用料金を支払わないときは、当社は、当社がその支払を確認するまでの間、本件サービスの提供を停止することができます。当該停止によりユーザーに生じた損害について当社は一切の責任を負いません。

第10条（遅延損害金）

ユーザーが、前条の利用料金の支払を怠ったときは、支払期日の翌日から完済に至るまで、年 14.6 パーセントの割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 11 条（当社からの通知方法）

- 1 当社からユーザーへの通知は、以下のいずれかの方法により行うものとします。
 - (1) 本件サービスの操作画面上での画面表示
 - (2) ユーザーが連絡用として当社に通知した電子メールアドレスに対する発信
- 2 前項(1)の通知は、操作画面上での表示時刻をもって行ったものとします。
- 3 本条第 1 項(2)の通知は、当社による電子メール発信時刻をもって行ったものとします。
- 4 本件サービスを計画的に停止する場合、当社は以下に示す手順によりユーザーに通知します。
 - (1) 2 週間前までに停止の目的、停止期間を通知
 - (2) 1 日前に最終確認のために通知
 - (3) 復旧後、速やかに通知
- 5 障害発生時等の緊急対応を要する場合の通知手順については、前項の限りではありません。

第 12 条（管理者の設置）

- 1 ユーザーは、本件サービスの利用に係る管理者を 1 名選任し、当社に対し、当社所定の方法で届け出るものとします。
- 2 当社は、本件サービスに関するユーザーに宛てた通知を管理者に対して行うものとします。
- 3 ユーザーが管理者を変更する場合には、ユーザーは当社に対し、当社所定の方法で速やかに届け出るものとします。
- 4 ユーザーが前項の変更の届出を怠ったことにより当社からの通知が遅延または不到達となった場合、当該通知は通常到達すべき時にユーザーに到達したものとみなします。

第 13 条（第三者の利用）

- 1 ユーザーは、以下の各号に定める場合を除いて、本件サービスを第三者に利用させてはならないものとします。
 - (1) ユーザーが物品の発注のため登録販売業者に専用のログイン ID を発行して利用させる場合

- (2) SPD 事業者であるユーザーが、物品管理業務遂行のために当該業務の委託元である医療法人等に専用のログイン ID を発行して利用させる場合。ただし、一つの利用契約につき一つの医療法人等のみに利用させることができるものとします。
- 2 前項各号に基づきユーザーが第三者に本件サービスを利用させる場合、ユーザーは当該第三者の利用につき一切の責任を負うものとします。

第 14 条（ログイン ID とパスワードの管理）

- 1 本件サービスの利用のために当社がユーザーに対して発行したログイン ID および前条第 1 項各号に基づきユーザーが第三者に発行したログイン ID ならびにそれらのログイン ID に紐づくパスワードは、ユーザーの責任において管理するものとします。
- 2 当社は、当社の責めに帰すべき場合を除き、ログイン ID およびパスワードを不正使用されたことによってユーザーまたは第三者に生じたいかなる損害についても責任を負わないものとします。

第 15 条（禁止行為）

ユーザーは、次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 故意、過失を問わず法令の定め違反する行為
- (2) 犯罪その他の違法行為を勧誘または助長するおそれのある行為
- (3) 公序良俗に反する、またはそのおそれのある行為
- (4) 当社または当社サービスへの誹謗中傷、当社による業務の運営・維持を妨げる行為
- (5) ウイルスの送信その他第三者に害悪を加えるおそれのある行為
- (6) 故意に本件サービスのシステムに負荷をかける行為
- (7) 他人のログイン ID、パスワードを利用して本件サービスに不正にアクセスする行為
- (8) その他、当社が不適当と判断する行為

第16条（第三者との紛争）

- 1 ユーザーは、本件サービスの利用に伴ってユーザーと第三者との間で紛争が生じた場合、当社の責めに帰すべき場合を除き、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。また、ユーザーの責に帰すべき事由によってユーザーと第三者との間で生じた紛争等により当社が損害を被った場合、ユーザーは当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。
- 2 ユーザーが本件サービスを用いて発注した物品の売買についての契約は、ユーザーと登録販売業者との間で締結されるものであり、当該契約に関してユーザーと登録販売業者との間で紛争が生じて、当社はいかなる責任を負いません。

第17条（データの管理）

ユーザーが本件サービスを用いて作成、管理するデータについて、当社は閲覧、開示、内容の訂正、追加または削除その他一切の管理または取扱いを行いません。ただし、データ整備、運用サポート、バックアップ等、ユーザーの業務を支援する目的でユーザーから別途委託を受けた場合はこの限りではありません。

第 18 条（安全管理体制）

- 1 当社は、ユーザーに本件サービスを提供するにあたり、諸法令および本規約に基づき、本件サービス提供に用いられるシステムを厳格に管理し、不正なアクセスおよびコンピュータプログラム等の紛失、破壊、改竄、漏洩等の危険に対して、技術面および組織面において合理的な安全対策を講じるものとします。
- 2 当社は、当社の従業員に対して前項の安全対策を遵守させる義務を負うものとします。

第19条（第三者への委託）

- 1 当社は、本件サービス提供のために必要な業務の一部を、ユ

ユーザーに事前に通知した上で第三者に委託することができるものとします。この場合、当社は当該第三者に本規約に基づく当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

- 2 前項にかかわらず、当社は、本件サービスを提供するために必要なコンピュータープログラムの開発業務の一部を第三者に委託することがあります。この場合、当社は当該第三者に本規約に基づく当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第20条（サポートデスクの設置）

ユーザーは、操作方法等本件サービスの利用に関する事項について、当社が設置するサポートデスクに、当社が別途定める条件で問い合わせることができるものとします。

第21条（知的財産権）

- 1 本件サービスの提供に用いられるソフトウェアおよびマニュアル等の知的財産に関する著作権その他一切の権利は当社または当社に利用を許諾した第三者に帰属するものとします。
- 2 ユーザーは、本件サービスに係る当社または第三者の知的財産について、次の各号を遵守するものとします。
 - (1) 複製、改変、編集等を行わないこと
 - (2) 逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングその他一切の解析を行わないこと
- 3 「JoyPla」は当社の登録商標です。

第22条（サービスの停止）

- 1 ユーザーは、本件サービスが下記の事情により一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、これによる利用料金の返還、損害の賠償等を当社に請求することができないものとします。ただし、(1)または(3)による停止期間が1停止あたり24時間を超える場合、ユーザーは当社に24時間を超えた停止期間分の利用料金の返還（返還金額は日割計算にて算出）を求めることができるものとします。
 - (1) 本件サービス提供のために使用するシステムの不具合による、本件サービスの全部の停止
 - (2) 本件サービス提供のために使用するシステムの不具合による、本件サービスの一部の停止
 - (3) 本件サービス提供のために使用するシステムの点検、修理、補修等のための停止
 - (4) 通信回線等のインフラストラクチャーの事故による停止
 - (5) 不可抗力事由その他当社の責めに帰すことのできない事由による停止
- 2 当社は、本件サービスの全部または一部の停止が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、速やかにユーザーに対してその旨を通知するものとします。

第23条（解約申入れによる本件サービスの終了）

- 1 ユーザーは、第8条に定める利用期間満了の1ヶ月前までに当社所定の解約届により当社に対し解約の申入れを行うことで利用期間満了日をもって本件サービスの利用契約を解約することができます。
- 2 前項によりユーザーが本規約に基づく契約を解約する場合、ユーザーは、利用期間満了までの利用料金を当社に支払うものとします。

第24条（データ引き揚げ猶予期間）

- 1 当社は、本件サービス利用期間満了後、7営業日をデータの引き揚げ猶予期間として保証します。ただし、次条に定める解除により契約が終了した場合はこの限りではありません。
- 2 当社は、前項の猶予期間の後に、個々のデータを閲覧することなく、データ領域を一括して削除します。ユーザーは、自己の責任において猶予期間の終了までに必要に応じてバックアップ等の記録措置をとるものとします。

第25条（解除）

- 1 ユーザーおよび当社は、相手方が以下の各号のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本規約に基づく契約を解除することができるものとします。
 - (1) 手形または小切手の不渡りが発生したとき
 - (2) 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
 - (3) 破産、民事再生、会社更生、特別清算を申し立て、またはこれらの申し立てがされたとき
 - (4) その他、信用状態が著しく悪化したとき
 - (5) 解散、営業の全部または重要な一部の譲渡を行ったときまたは営業停止となったとき
- 2 前項に定める他、当社は、ユーザーが以下の各号のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本規約に基づく契約を解除することができるものとします。
 - (1) 利用料金その他の債務の支払の遅延または不履行があった場合
 - (2) 第15条各号に定める禁止行為をした場合
 - (3) 利用申込書その他当社に通知した内容に虚偽記入または隠蔽があった場合
 - (4) 過去に不正使用などにより当社が提供するサービスの利用契約の解除または当社が提供するサービスの利用を停止されていることが判明した場合
 - (5) ユーザーの提供する製品やサービスが、本件サービスと技術上または営業上競合するものと当社が判断した場合
 - (6) 第13条の定めに違反して第三者に本件サービスを利用させた場合
 - (7) その他、本規約への重大な違反があった場合、または当社および本件サービスの信用・信頼・名誉を毀損し、もしくはそのおそれのある場合で、本規約に基づく契約を継続することについて当社が不適切と判断した場合
- 3 前二項に定める他、ユーザーおよび当社は、相手方が本規約に違反し、相手方に対して書面（第11条による通知も含む）にて14日の催告期間を定めた通知にて当該違反の是正を求めたにもかかわらず、当該期間内に当該違反を是正しない場合、本規約に基づく契約を解除することができるものとします。
- 4 前三項の定めによって当社が本規約に基づく契約を解除した場合、ユーザーは、利用期間満了までの利用料金（解除時点においてユーザーに適用されている利用料金を基準とします。）を当社に支払うものとします。なお、当該解除は当社からユーザーに対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第26条（反社会的勢力の排除）

- 1 ユーザーおよび当社は、次の各号に定める事項を表明し、保証するものとします。
 - (1) ユーザーおよび当社が、暴力団、暴力団の構成員、暴力団と関係のある企業・団体または暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）でないこと、また反社会的勢力でなかったこと
 - (2) ユーザーおよび当社が、反社会的勢力に協力・関与していないこと
 - (3) ユーザーおよび当社が、反社会的勢力を利用しないこと
 - (4) ユーザーおよび当社の役員、実質的に経営を支配する者、親会社・子会社が、(1)ないし(3)にあたらなないこと
- 2 ユーザーおよび当社は、前項を確認することを目的として、相手方が行う調査に協力するものとします。
- 3 ユーザーおよび当社は、相手方が本条第1項に違反し、またはそのおそれがあると判明した場合には、相手方に対し何らの催告なしに本規約に基づく契約を解除することができるものとします。

- 4 前項による解除は、ユーザーおよび当社が被った損害につき、相手方に対し損害賠償を請求することを妨げないものとします。
- 5 本条第3項によりユーザーおよび当社が解除を行った場合、相手方に損害が生じて、これを一切賠償しないものとします。

第27条（規約上の地位の譲渡）

ユーザーは、事前に当社の承諾を得ることなく本規約に定める自己の権利を第三者に譲渡しもしくは担保に供し、または本規約に基づく自己の義務を第三者に引き受けさせることができないものとします。

第28条（守秘義務）

- 1 本規約に基づいて、ユーザーおよび当社間で交わされる営業上・技術上の情報のうち、①秘密情報である旨を明記の上で開示された情報、②情報の開示後7日以内に秘密情報である旨を書面により通知した場合の当該情報（以下「秘密情報」といいます。）は、本条に定める秘密保持義務の対象とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する情報は秘密保持の適用対象外とします。
- (1) 開示を受けた時点で、開示を受けた者が既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 本規約に違反することなく公知となった情報
 - (5) 相手方から秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
- 3 本条第1項および前項の定めにかかわらず、本件サービスに含まれる技術情報、製品化に関するアイデア、インターフェイス、操作遷移、その他の情報は秘密情報に含むものとします。
- 4 ユーザーおよび当社は、秘密情報の存在、内容および秘密情報の提供を受けた事実を第三者に漏洩してはならないものとします。
- 5 ユーザーおよび当社が、秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方の書面による承諾を受けなければならないものとします。
- 6 ユーザーおよび当社は、秘密情報を、本規約に定める業務遂行に必要な範囲内でのみ使用することができ、他に転用してはならないものとします。
- 7 本条に定める秘密保持義務は、本規約に基づく契約が理由を問わず終了した後も2年間存続するものとします。

第29条（公的機関による開示請求への対処）

- 1 ユーザーおよび当社は、裁判所や警察等の公的機関が、法律上の根拠を示して秘密情報の開示を求めた場合、対象となる秘密情報を開示することができるものとします。
- 2 前項の場合、秘密情報の開示を求められた者は、開示を求められたことを、速やかに相手方に通知しなければならないものとします。
- 3 本条第1項の定めにより秘密情報を開示する場合、開示する秘密情報の範囲は、ユーザーおよび当社間で協議のうえ、必要最小限に留めるよう努めなければならないものとします。

第30条（損害賠償）

- 1 ユーザーおよび当社は、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、当該損害の賠償を相手方に請求することができるものとします。
- 2 前項の損害賠償は、いかなる理由がある場合であっても、本規約に基づく契約により当社が損害の発生時から遡って1年間にユーザーから受領した金額をその上限とします。ただし、ユーザーおよび当社の故意または重過失に起因して発生した損害の賠償については、当該上限を適用しないものとします。

第31条（期限の利益喪失）

- 1 第25条第1項、同条第2項または第26条第3項の定めに従って本規約に基づく契約が解除された場合、ユーザーおよび当社は、相手方に対して負担する一切の債務について、相手方の何らの意思表示を要することなく当然に期限の利益を喪失し、相手方に対して負担する一切の債務を直ちに弁済しなければならないものとします。
- 2 前項の規定は、第25条第3項の定めに従って本規約に基づく契約が解除された場合に準用するものとします。

第32条（サービス提供の終了）

当社は、万が一本件サービスの提供を終了する場合、終了日の1年前までにユーザーに対して通知するものとします。

第33条（個別契約書との優劣関係）

ユーザーと当社間で個別に締結した契約、またはユーザーと当社が個別に同意した書面に記載された特記事項等に、本規約の内容と異なる定めがある場合、特段の事情がない限り当該定めが本規約に優先するものとします。

第34条（本規約の改定）

- 1 当社は、本規約を当社の判断によりユーザーの承諾なく改定できるものとします。
- 2 当社は、本規約の改定の内容について、施行日の1ヶ月前までにユーザーに対して通知するものとします。なお、ユーザーは、改定内容を必ず確認するものとします。
- 3 本規約の改定日以降に、本件サービスを利用する場合には、ユーザーは改定内容に同意したものとします。また、かかる同意は、改定された本規約の施行日より効力を生じるものとします。

第35条（合意管轄裁判所）

本規約に関して訴訟の必要が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第36条（準拠法）

本規約に基づく契約の成立、効力、履行および解釈に関して、日本法が適用されるものとします。

第37条（協議）

本規約に定めのない事項については、当社とユーザーの間で誠意をもって協議し解決を図るものとします。

以 上

附 則

2018年7月1日制定
2021年8月15日改定
2022年11月1日改定
2023年6月1日改定
2026年6月1日改定

スパイラル株式会社
東京都港区赤坂二丁目9番11号
Phone: 03-5575-6601 Fax 03-5575-6677
<https://www.spiral-platform.co.jp>